

1. 会 合 名	私募債等の商品審査及び販売態勢等のあり方に関するワーキング・グループ（第3回）
2. 日 時	2023年5月12日（金）14時00分～14時30分
3. 議 案	1. 私募債規則等の改正に係る対応方針について 2. その他
4. 主な内容	<p>1. 私募債規則等の改正に係る対応方針について 資料1及び資料2に基づき事務局より説明が行われた後、各論点について意見交換が行われた。</p> <p>（主な意見等）</p> <p>（1）販売会社がオリジネーターを兼ねる場合の対応 ・意見なし</p> <p>（2）裏付資産に係るキャッシュフローを把握するための対応 ・意見なし</p> <p>（3）裏付資産に係る真正譲渡を確保するための対応 ・裏付資産に係る譲渡の法的有効性という表現にした背景は、弁護士意見の取得を推奨しているということによいか。（委員） ⇒Q&Aにおいて「弁護士等から真正譲渡に関する意見書を取得することが考えられます。」と記載のとおり、裏付資産に係る真正譲渡を確保するための措置を明確化した次第だ。（事務局） ⇒弁護士からの意見を取得することが多い実情を踏まえ、実務に沿う形での書きぶりとした。（事務局） ⇒補足ではあるが、第2回会合後の意見照会結果（参考6 5. 裏付資産に係る真正譲渡を確保するための対応についての（2））において、裏付資産の譲渡の真正性を確保する方法として、弁護士事務所から法律意見書を取得している社が多いことを確認できた。（事務局） ・社内のリーガルにて審査基準を満たした場合においても、弁護士意見の取得が必要となるのか。弁護士意見の取得は、裏付資産に係る真正譲渡を確保するための1つの手段であり、義務ではないという認識によいか。（委員） ⇒弁護士意見の取得は義務ではないが、望ましいと考えている。（事務局） ⇒承知した。社内で意見が割れた際にはセカンドオピニオンの取得等の対応を行おうと思う。（委員）</p> <p>（4）その他 ・意見なし</p>

5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する 問い合わせ先	自主規制企画部（03-6665-6769） 公社債・金融商品部（03-6665-6771）